

寒河江市下水道事業経営戦略

(平成28年度～平成37年度)

—公共下水道及び特定環境保全公共下水道—

寒河江市下水道課

第1章 経営戦略策定の趣旨	1
1 計画期間	1
2 計画名称	1
3 対象会計	1
第2章 下水道事業の現状	2
1 公共下水道事業	2
(1) 汚水	2
(2) 雨水	2
(3) 特定環境保全公共下水道	2
2 下水道施設の状況	3
(1) 汚水管渠	3
(2) マンホールポンプ	3
(3) 浄化センター	5
① 施設概要	5
② 維持管理	5
③ 流入水量の推移	6
④ 汚泥処分量の推移	6
⑤ 汚泥処理方法の推移	7
(4) 老朽化の現状	8
① 管渠	8
② 浄化センター	9
3 水洗化の状況等	10
(1) 水洗化人口	10
(2) 水洗化率	10
4 職員の状況	12
5 経営の状況	12
(1) 下水道使用料の状況	12
① 使用料	12
ア 一般汚水の使用料	12
イ 温泉廃湯等の使用料	12
② 使用料収入の推移	12
(2) 有収水量の状況	13
(3) 繰入金の状況	14
(4) 地方債の状況	15
(5) 地方債償還及び残高の状況	16
① 地方債償還額	16
② 地方債現在残高の推移（全体・公共・特環）	17
第3章 今後における事業の動向	18
1 行政人口	18
2 整備区域内人口、水洗化人口、水洗化率	18
3 有収水量、使用料	19
(1) 有収水量・有収率	19
(2) 使用料	19
第4章 経営の基本方針	21
第5章 効率化・経営健全化の取り組み方針	22
1 組織の整備・定員管理	22
2 給与の適正	22
3 汚水処理の効率化	22

4	収納率の向上	22
	(1) 下水道使用料	22
	(2) 受益者負担金	22
5	不明水対策	22
6	公営企業会計への移行	22
7	資産の有効活用	22
8	民間活力の活用	23
第6章 投資・財政計画		25
1	管渠整備	25
2	老朽化対策	25
	(1) 管渠	25
	(2) 浄化センター	25
3	雨水対策	25
4	投資事業に必要な財源の確保	25
	(1) 使用料収入	25
	(2) 受益者負担金	25
	(3) 国庫補助金	26
	(4) 地方債	26
	(5) 一般会計からの繰入金	26
	(6) 資産の有効活用	26
5	経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	26
	投資・財政計画（収支計画） [公共下水道]	28
	投資・財政計画（収支計画） [特定環境保全公共下水道]	30

第1章 経営戦略策定の趣旨

下水道は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域における水質の保全に資するために欠かすことのできない公共性、公益性の高い重要な都市基盤施設です。

本市の下水道事業は、昭和52年10月に下水道法による認可を受け事業に着手し、順次整備を進めてきました。

平成27年度末においては、公共下水道及び特定環境保全公共下水道を合わせた普及率は、76.1%、水洗化率は86.5%となっています。

しかし、事業着手から39年が経過し施設の老朽化が進み、施設更新への投資の増大、人口減少や省資源化に伴う料金収入の減少等により経営環境は厳しさを増すことが予想されます。

こうした中、平成26年8月に総務省通知の「公営企業の経営に当たっての留意事項について」により「経営戦略」を策定し経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むことが求められおり、今後も市民に下水道サービスを持続的かつ安定的に提供していくための指針として経営戦略を策定するものです。

1 計画期間

平成28年度から平成37年度（10年間）

※ 総務省が示す「経営戦略」における「中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるように、計画期間は10年以上を基本とする」ことから、10年を計画期間とします。

2 計画名称

寒河江市下水道事業経営戦略（公共下水道及び特定環境保全公共下水道）

3 対象会計

公共下水道事業特別会計

【参考】関連項目の解説

○経営戦略

「経営戦略」は、各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画です。その中心となる「投資・財政計画」は、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画（以下「投資試算」という。）と、財源の見通しを試算した計画（以下「財源試算」という。）を構成要素とし、投資以外の経費も含めたうえで、収入と支出が均衡するよう調整した中長期の収支計画です。

※平成26年8月29日付総務省自治財政局公営企業三課室長「公営企業の経営に当たっての留意事項について」から抜粋

第2章 下水道事業の現状

1 公共下水道事業

当該事業は、分流式（汚水と雨水を分けて処理・放流する方式）の下水排除方式を採用し、昭和52年度に汚水・雨水とも230haの認可を受け事業に着手し、昭和58年10月から汚水処理の供用を開始しました。また、特定環境保全公共下水道は、用途区域に隣接している三泉地区において、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、平成9年度に全体計画170ha、そのうち49haの認可を受け事業に着手し、平成13年度に供用を開始しました。

(1) 汚水

現在、寒河江地区、西根地区、南部地区及び柴橋地区の一部を含む1,295haを全体計画区域とし、そのうち1,219haについて事業認可を受け整備を進めています。

毎年度における着実な整備の結果、整備区域は拡大し、事業認可面積に対する平成27年度の整備率は75.8%となっています。

また、全体計画区域を一つの処理区とし浄化センターにおいて処理し、1級河川最上川に放流しています。

(2) 雨水

現在、汚水と同じく1,295haを全体計画区域とし、そのうち947haの事業認可を受けています。この区域を21排水区に分け、幹線排水路の整備や既存排水路を活用した雨水排水を行っています。

(3) 特定環境保全公共下水道

現在、全体計画区域と同じ60haの事業認可を受け整備を進めており、整備区域の面積は、59ha、整備率98.3%に達し、建設事業は完成に近づいています。

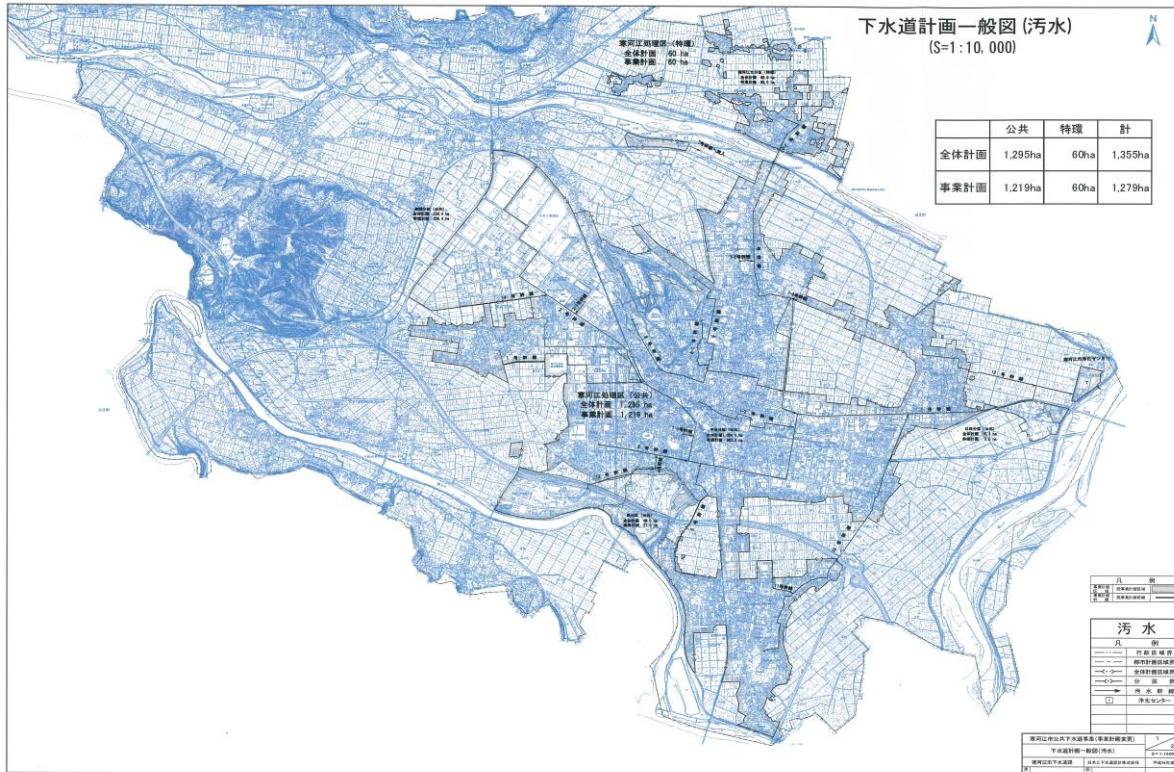
[表-1] 全体事業計画概要

項目	公共下水道	特定環境保全	合計
計画面積	1,295 ha	60 ha	1,355 ha
計画人口	28,700 人	1,600 人	30,300 人
計画汚水量	33,538 m ³ /日	692 m ³ /日	34,230 m ³ /日

[表-2] 事業（認可）計画概要

項目	公共下水道	特定環境保全	合計
計画面積	1,219 ha	60 ha	1,279 ha
計画人口	30,020 人	1,650 人	31,670 人
計画汚水量	33,393 m ³ /日	709 m ³ /日	34,102 m ³ /日

[図-1] 下水道計画一般図(汚水)



2 下水道施設の状況

(1) 汚水管渠

昭和52年度における事業計画認可以降、市街地を中心に未普及区域の解消を図るため、整備事業を実施しています。

平成28年3月31日現在における公共下水道事業の整備延長は、194,388mで、このうち、公共下水道の整備延長は181,770m、特定環境保全公共下水道の整備延長は12,618mとなっています。

(2) マンホールポンプ

下水道管は自然流下するように傾斜をつけて設置するため徐々に深くなっていきますが、河川の横断等により相当な深さになると下水道管を設置することが困難となるため、汚水をくみ上げるマンホールポンプを設置しています。

公共下水道においては、寒河江地区(仲谷内、本楯)2箇所、南部地区(高屋、島)2箇所、西根地区(下河原)1箇所、柴橋地区(久保)1箇所の計6箇所、特定環境保全公共下水道においては、三泉地区(中河原)1箇所の総計7箇所を設置しています。

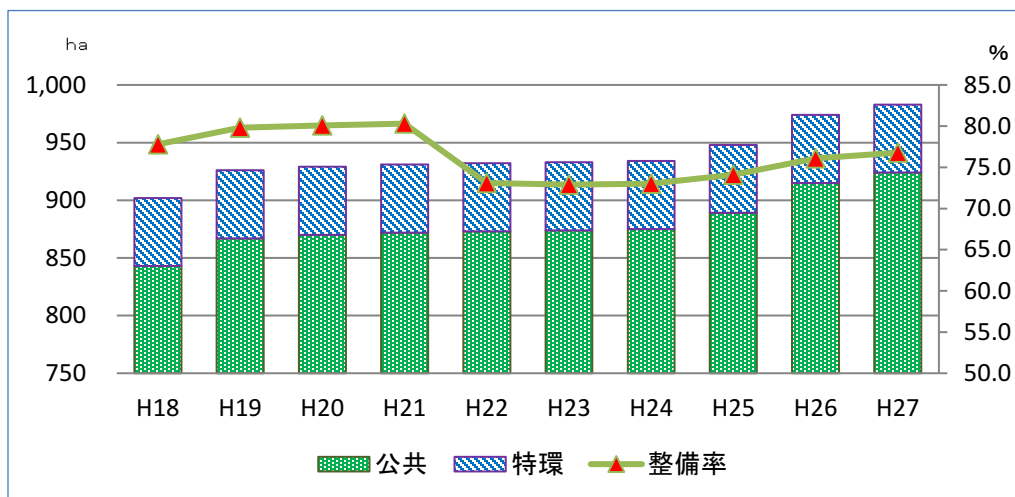
[表－3] 下水道事業概要 (H28.3.31 現在)

項目	公共下水道	特定環境保全	計
行政区域面積	—	—	13,903 ha
行政区域内人口	—	—	41,853 人
処理場供用開始	—	—	昭和 58 年 10 月 1 日
整備区域面積	924 ha	59 ha	983 ha
処理区域面積	924 ha	59 ha	983 ha
処理区域人口	30,275 人	1,565 人	31,840 人
処理区域人口密度	3,277 人/km ²	2,653 人/km ²	—
処理区域戸数	10,116 戸	520 戸	10,636 戸
水洗化人口	26,514 人	1,016 人	27,530 人
水洗化戸数	8,819 戸	353 戸	9,172 戸
普及率	—	—	76.1 %
水洗化率 (人口比)	87.6 %	64.9 %	86.5 %
水洗化率 (戸数比)	87.2 %	67.9 %	86.2 %

[表－4] 事業認可面積・整備区域面積・整備率・管渠整備延長の推移

年次	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
事業認可面積 (ha)	1,160	1,160	1,160	1,160	1,275	1,279	1,279	1,279	1,279	1,279
公共	1,067	1,067	1,067	1,067	1,215	1,219	1,219	1,219	1,219	1,219
特環	93	93	93	93	60	60	60	60	60	60
整備区域面積 (ha)	902	926	929	931	932	933	934	948	974	983
公共	843	867	870	872	873	874	875	889	915	924
特環	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59
整備率 (%)	77.8	79.8	80.1	80.3	73.1	72.9	73.0	74.1	76.1	76.8
公共	79.0	81.3	81.5	81.7	71.9	71.7	71.8	72.9	75.0	75.8
特環	63.4	63.4	63.4	63.4	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3
管渠整備延長 (m)	176,014	180,559	181,914	182,712	183,531	185,011	185,426	190,205	192,988	194,388
公共	163,396	167,941	169,296	170,094	170,913	172,393	172,808	177,587	180,370	181,770
特環	12,618	12,618	12,618	12,618	12,618	12,618	12,618	12,618	12,618	12,618

[図－2] 整備区域面積・整備率の推移



[表－5] 汚水管渠等概要

項 目	公共下水道	特定環境保全	合 計
汚水管渠整備延長	181,770 m	12,618 m	194,388 m
内幹線	26,565 m	660 m	27,225 m
内枝線	155,205 m	11,958 m	167,163 m
マンホールポンプ	6 箇所	1 箇所	7 箇所

(3) 浄化センター

① 施設概要

浄化センターは、昭和55年3月に土木、建築、機械、電気の設計が行われ、同年7月に建設に着手し、昭和58年10月から汚水処理を開始しました。建設から33年が経過し老朽化が進んでいることから、平成25年度に「寒河江市浄化センター長寿命化計画」を策定し、現在、この計画に基づき更新工事を進めています。

敷地面積は、約6haで、建築面積は、3,300㎡となっています。

汚水処理能力は、1日13,640㎥で、微生物を活用する標準活性汚泥法により汚水を浄化する方式を採用しています。

② 維持管理

昭和58年度から専門業者に浄化センターの管理業務を委託しています。現在は、夜間、特定の休日を除き、管理業者が常駐し、施設設備の日常点検、定期点検及び修繕等を行っています。

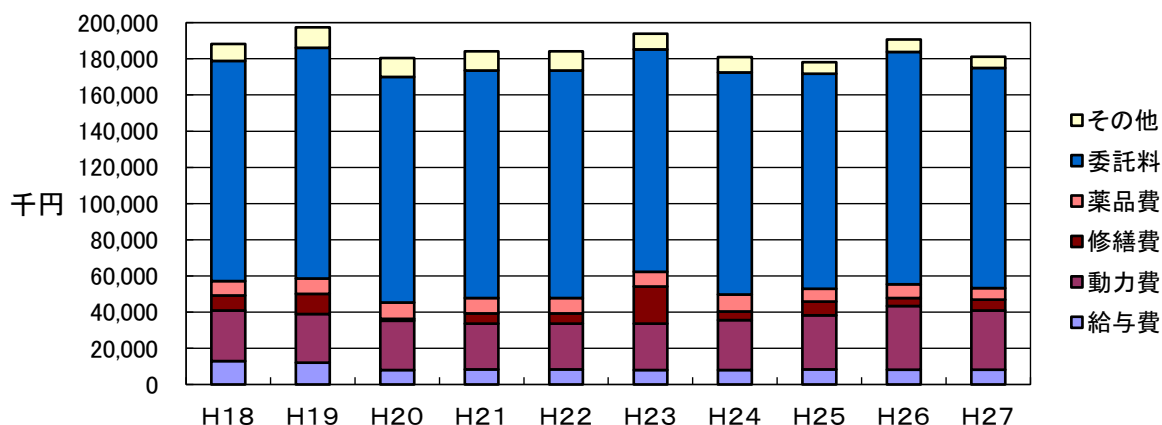
浄化センターの維持管理費は、委託料が最も大きな割合を占めており、平成27年度実績では66.6%となっています。

[表－6] 過去10年間における浄化センター維持管理費 (H18～H27年度)

(単位：千円)

年 度	給与費	動力費	(うち電気料)	修繕費	薬品費	委託料	その他	計
H18	13,008	27,956	(26,830)	8,298	7,947	121,654	9,390	188,253
H19	11,964	26,889	(25,631)	11,143	8,576	127,588	11,250	197,410
H20	8,052	27,230	(26,552)	973	8,992	124,686	10,423	180,356
H21	8,324	25,282	(24,979)	5,707	8,503	125,634	10,745	184,195
H22	5,207	25,692	(24,534)	2,426	8,733	122,838	8,294	173,190
H23	7,987	25,578	(24,814)	20,588	8,158	122,792	8,672	193,775
H24	7,975	27,607	(26,519)	4,822	9,306	122,661	8,526	180,897
H25	8,318	29,837	(29,361)	7,760	7,009	118,808	6,458	178,190
H26	8,124	35,298	(34,755)	4,346	7,634	128,376	6,905	190,683
H27	8,172	34,143	(33,501)	6,001	6,447	121,618	6,248	182,629

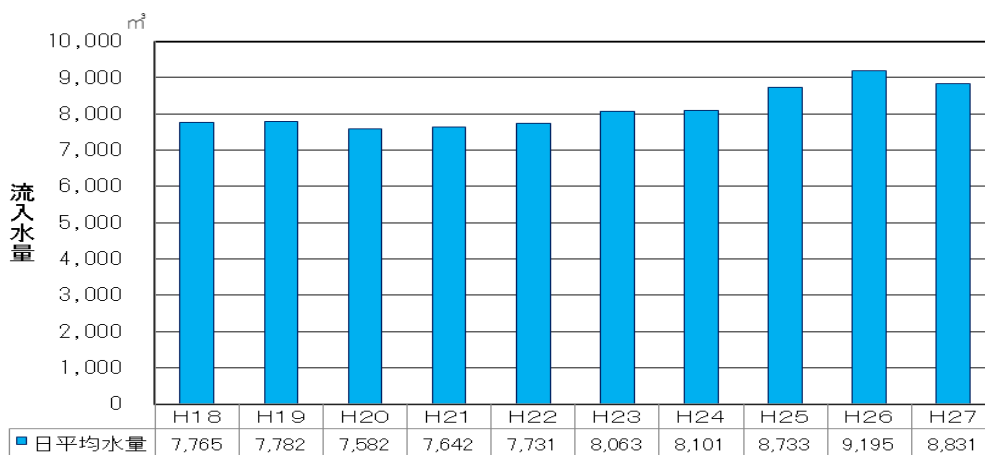
[図-3] 浄化センター維持管理費の推移



③ 流入水量の推移

浄化センターへの流入量は、整備区域の拡大により年々増加しており、平成26年度には大雨等の影響により、3,357,138 m³/年の流入となりました。平成27年度は、3,223,219 m³/年で、前年度より4.0%減少しました。

[図-4] 流入水量の推移

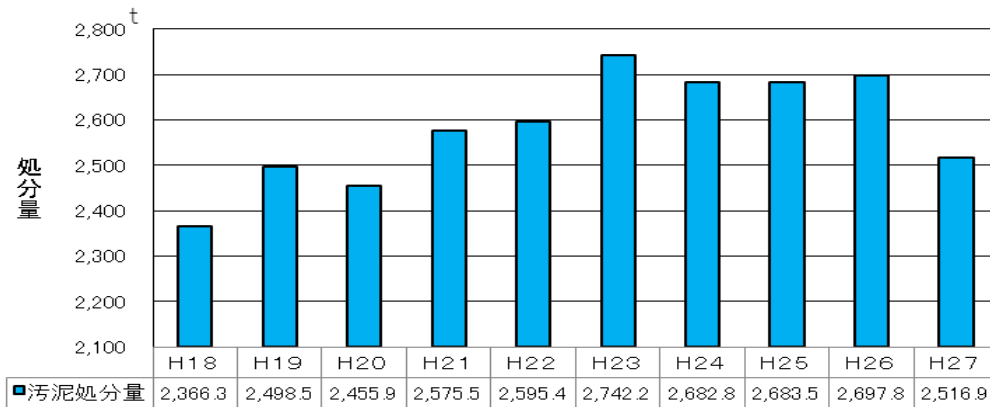


④ 汚泥処分量の推移

汚水処理に伴い汚泥が発生しますが、濃縮、貯留、脱水という工程を経て汚泥処理施設において処理しています。

現在、汚泥は1日当たり約7 tを超え、平成27年度の汚泥処分量は、2,516.94 t/年となりました。過去最大の汚泥処分量は、平成23年度の2,742.2 t/年であり、1日平均7.51 tとなりました。

[図－5] 汚泥処分量の推移

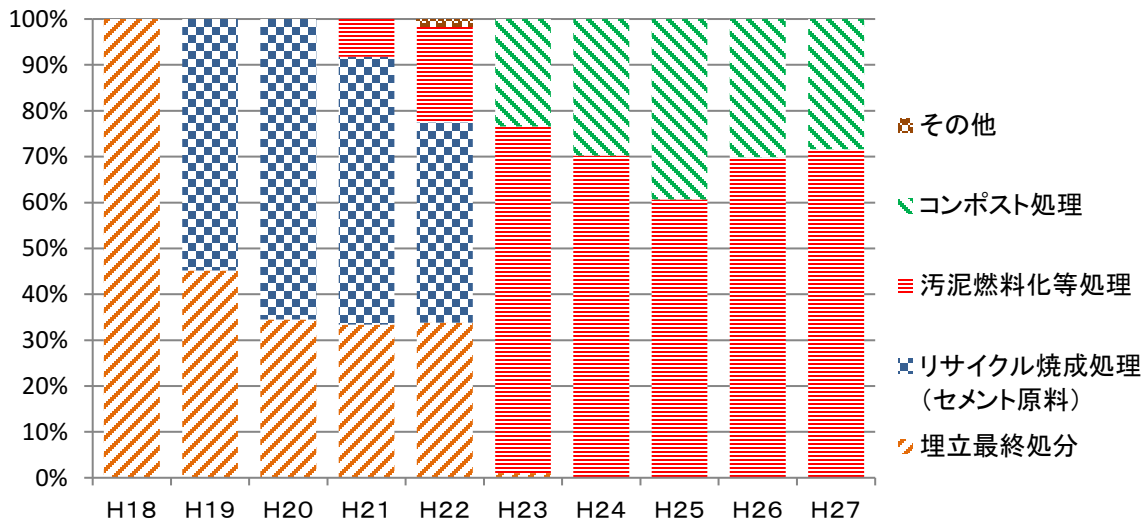


⑤ 汚泥処理方法の推移

浄化センターから発生した汚泥は、平成18年度までは、埋立最終処分を行っていましたが、平成19年度から汚泥の一部をセメント原料とするリサイクル焼成処理を導入しました。平成21年度からは汚泥燃料化等処理の併用を開始し、平成24年度以降においては、燃料化等のほか、コンポスト処理により全汚泥量の再利用化を行っています。

現在、汚泥燃料化等処理及びコンポスト化の割合は、燃料化7に対してコンポスト化3となっています。

[図－6] 汚泥処理方法の推移



(4) 老朽化の現状

① 管渠

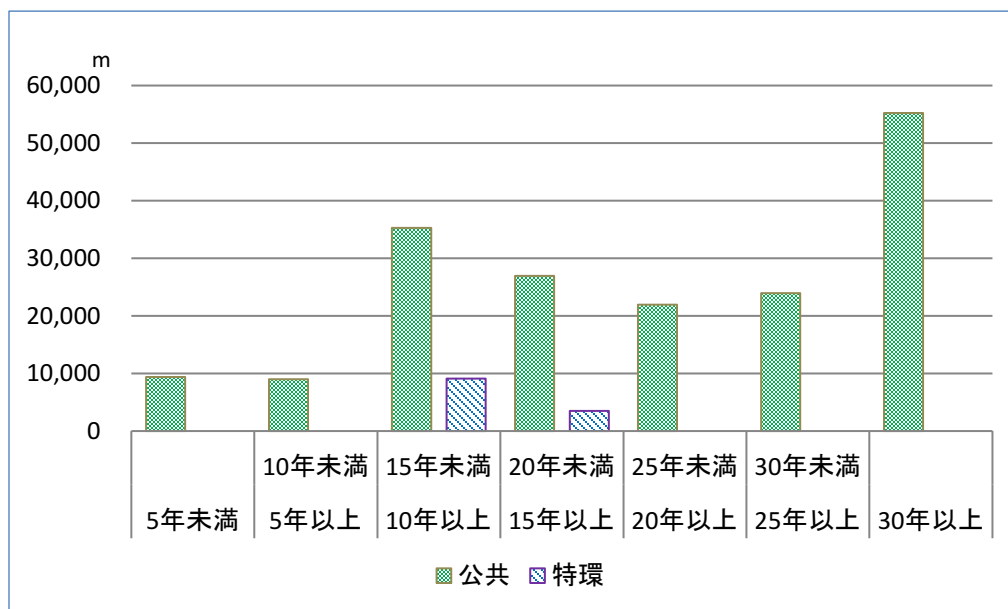
平成27年度末現在の公共下水道においては、整備済管渠延長のうち、30年以上を経過した管渠が30%を超え、最も大きい割合を占めています。特定環境保全公共下水道においては、管渠の経過年数が浅く、10年以上15年未満の管渠が全体の72.2%となっています。

管渠の老朽化に伴う管路の破損等により道路陥没事故の発生や都市機能の停止が懸念されます。

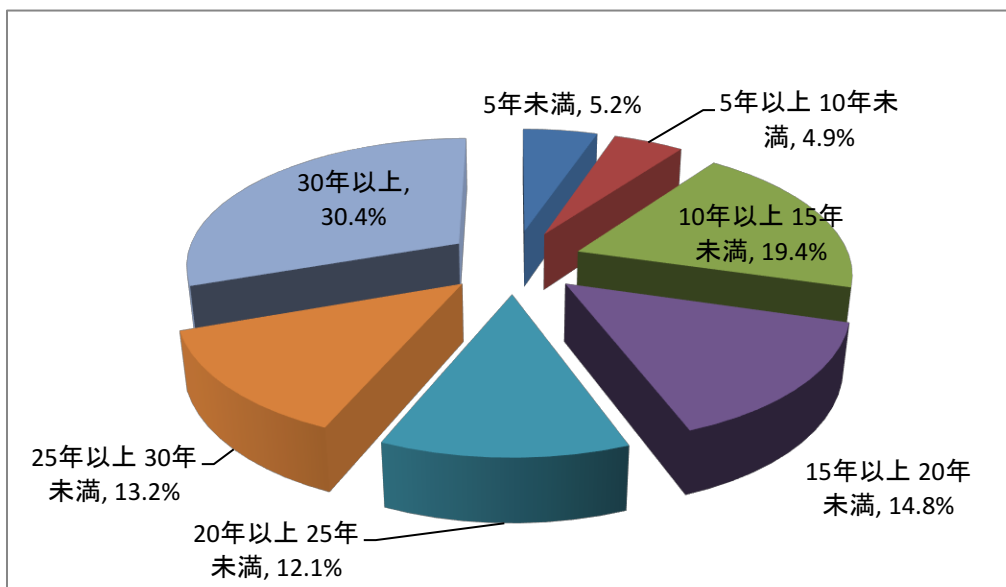
[表-7] 汚水管渠経過年数毎延長割合

区分	経過年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上	合計
管渠延長 (m)		9,377	8,997	44,365	30,484	21,967	23,940	55,258	194,388
	公共	9,377	8,997	35,261	26,970	21,967	23,940	55,258	181,770
	特環	0.0	0.0	9,104	3,514	0.0	0.0	0.0	12,618
経過年数毎割合 (%)		4.8	4.6	22.8	15.7	11.3	12.3	28.5	100.0
	公共	5.2	4.9	19.4	14.8	12.1	13.2	30.4	100.0
	特環	0.0	0.0	72.2	27.8	0.0	0.0	0.0	100.0

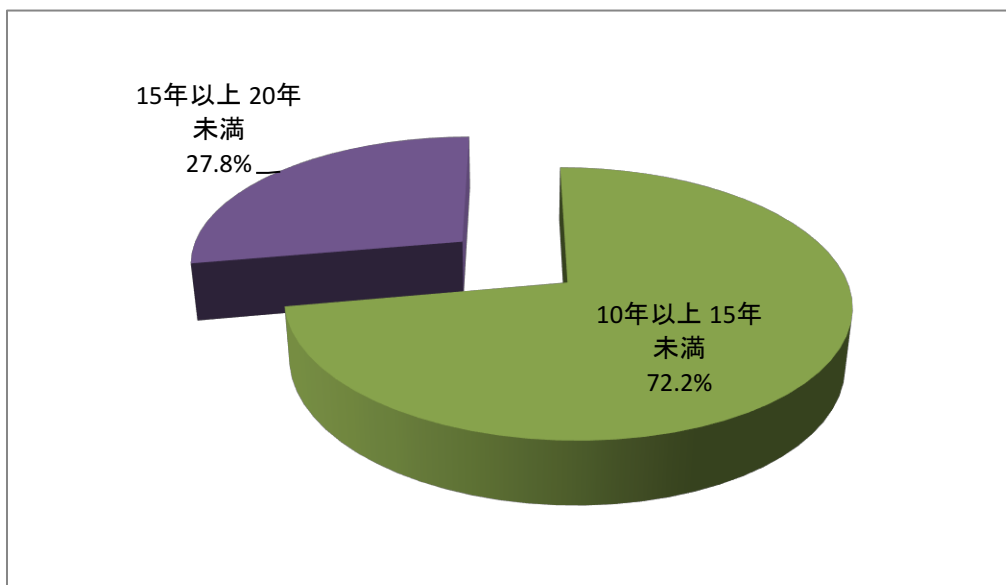
[図-7] 汚水管渠経過年数毎延長割合比較



[図－ 8] 汚水管渠経過年数毎延長割合比較（公共下水道）



[図－ 9] 汚水管渠経過年数毎延長割合比較（特定環境保全公共下水道）



② 浄化センター

浄化センターは、昭和58年10月の供用開始から33年が経ち、耐用年数を過ぎた設備が多数を占めており、腐食、劣化等により機能停止が懸念されています。これらの設備の老朽化対策として、平成23年度から24年度において、長寿命化計画策定に向けた基礎調査を実施し、経年による劣化等の現状を調査、健全度等を診断しました。この結果に基づき平成25年度に寒河江市浄化センター長寿命化計画を策定しています。

現在、長寿命化計画に基づき、汚泥脱水設備をはじめとする優先順位の高い設備から順次更新工事を行っています。

[表-8] 寒河江市浄化センター長寿命化事業概要

年次	工事種別①	工事種別②	対象施設	改築内容
平成27年度	実施設計	-	汚水ポンプ設備[機械・電気]	-
	機 械	更新工事	汚泥脱水設備No.3	全 部
	電 気	更新工事	汚泥脱水設備No.3	全 部
平成28年度	機 械	更新工事	汚泥脱水設備No.3	全 部
			水処理設備(終沈)	一 部
	電 気	更新工事	汚泥脱水設備No.3	全 部
			水処理設備(終沈)	全 部
平成29年度	実施設計	-	汚泥濃縮設備[機械・電気]	-
			水処理設備(初沈・反応タンク)[機械・電気]	-
			中央監視制御装置(管理棟・汚泥棟)	-
	機 械	更新工事	水処理設備(最終沈殿池)	全 部
			汚水ポンプ設備	全 部
電 気	更新工事	水処理設備(終沈)	全 部	
		汚水ポンプ設備	全 部	
平成30年度	機 械	更新工事	汚水ポンプ設備	全 部
			汚泥濃縮設備	全 部
	電 気	更新工事	汚水ポンプ設備	全 部
			汚泥濃縮設備 中央監視制御装置	全 部
平成31年度	機 械	更新工事	汚泥濃縮設備	全 部
			水処理設備(初沈・反応タンク)	一 部
	電 気	更新工事	中央監視制御装置	全 部
			汚泥濃縮設備	全 部
			水処理設備(初沈・反応タンク)	全 部
平成32年度	実施設計	-	水処理設備[機械・電気]	-
	機 械	更新工事	水処理設備(初沈・反応タンク)	全 部
	電 気			

3 水洗化の状況等

(1) 水洗化人口

未普及区域の解消等に努め整備区域の面積は拡大していますが、整備区域内の人口は、公共下水道、特定環境保全公共下水道ともに減少傾向にあります。しかし、水洗化普及活動により水洗化人口はゆるやかながら増加しています。平成27年度の水洗化人口は、27,530人で、前年度と比較し177人増加しました。

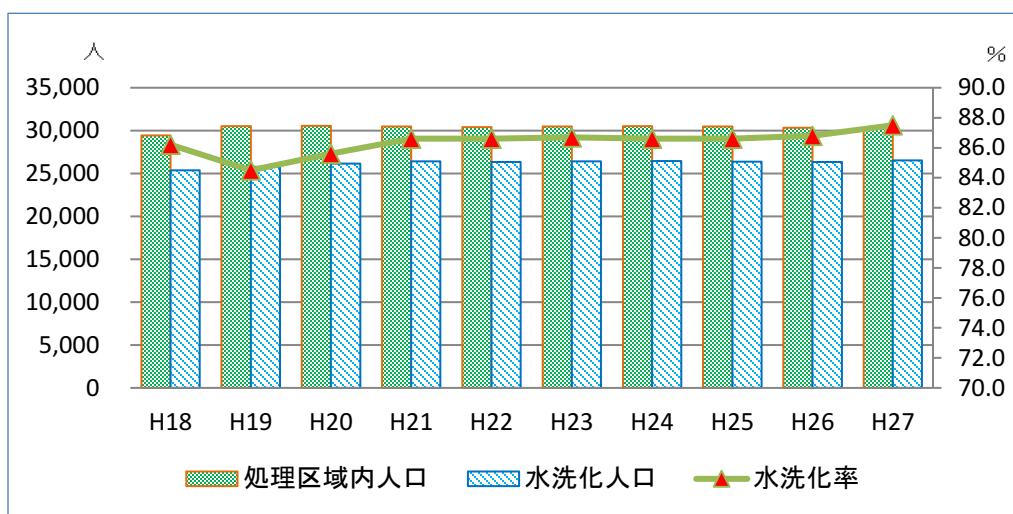
(2) 水洗化率

下水道を整備した区域内人口に対する公共下水道を使用している人口の割合を水洗化率といいます。平成28年3月末現在の水洗化率は86.5%で、前年度から0.8%の増加となっています。

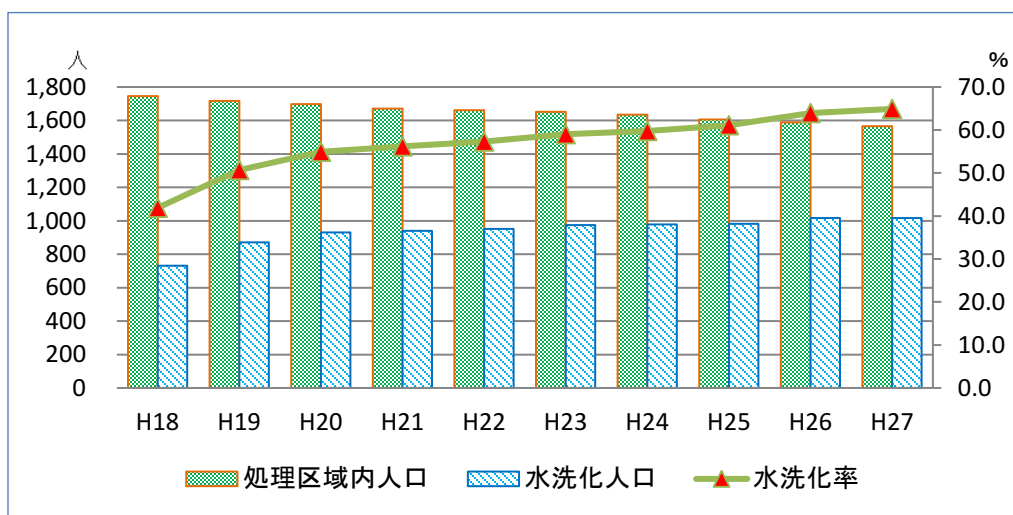
[表－9] 整備区域内人口・水洗化人口・水洗化率の推移

年次	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
処理区域内人口 (人)	31,169	32,252	32,272	32,166	32,085	32,149	32,170	32,074	31,922	31,840
公共	29,423	30,535	30,575	30,496	30,423	30,497	30,535	30,469	30,334	30,275
特環	1,746	1,717	1,697	1,670	1,662	1,652	1,635	1,605	1,588	1,565
水洗化人口 (人)	26,089	26,663	27,098	27,341	27,292	27,404	27,426	27,363	27,353	27,530
公共	25,358	25,793	26,167	26,402	26,340	26,430	26,448	26,382	26,337	26,514
特環	731	870	931	939	952	974	978	981	1,016	1,016
水洗化率 (%)	83.7	82.7	84.0	85.0	85.1	85.2	85.3	85.3	85.7	86.5
公共	86.2	84.5	85.6	86.6	86.6	86.7	86.6	86.6	86.8	87.6
特環	41.9	50.7	54.9	56.2	57.3	59.0	59.8	61.1	64.0	64.9

[図－10] 処理区域内人口・水洗化人口・水洗化率の推移 (公共下水道)



[図－11] 処理区域内人口・水洗化人口・水洗化率の推移 (特定環境保全公共下水道)



4 職員の状況

平成28年度現在、下水道課の職員数は10人で、このうち、公共下水道事業（特定環境保全公共下水道を含む）9人（事務職5人、技術職4人）、浄化槽整備事業1人となっています。

そのほか浄化センターの維持管理業務を行う民間事業者職員が12人となっています。

5 経営の状況

(1) 下水道使用料の状況

① 使用料

平成26年4月1日から適用された消費税率の改正により使用料金が増額となりましたが、平成12年以降、料金自体の改正は行われていません。

ア 一般汚水の使用料

公共下水道、特定環境保全公共下水道とも一般汚水と温泉廃湯等の2区分を設け、各々使用料の額を定めています。

一般汚水の使用料は、基本料金と従量使用料の合計額となり、その額は下表のとおりです。

[表-10] 一般汚水使用料体系

区 分	基本料金	従量使用料 (円/㎡)	
一般汚水	10 ㎡まで 1,728.0 円 (税込)	10 ㎡超～30 ㎡以	189.0 円 (税込)
		30 ㎡超～50 ㎡以	194.4 円 (税込)
		50 ㎡超～100 ㎡以	199.8 円 (税込)
		100 ㎡超～500 ㎡以	205.2 円 (税込)
		500 ㎡超	210.6 円 (税込)

イ 温泉廃湯等の使用料

「温泉廃湯等」においても、基本料金と従量使用料の合計額となり、その額は下表のとおりです。

[表-11] 温泉廃湯等使用料体系

区 分	基本料金	従量使用料 (円/㎡)	
温泉廃湯等	10 ㎡まで 648.0 円 (税込)	1 ㎡につき	54.0 円 (税込)

② 使用料収入の推移

使用料収入は、下水道事業経営において主要な財源となっています。本市においては、過去10年間に順調な伸びを示しており、平成18年度を100とした場合、平成27年度においては118.1となっています。

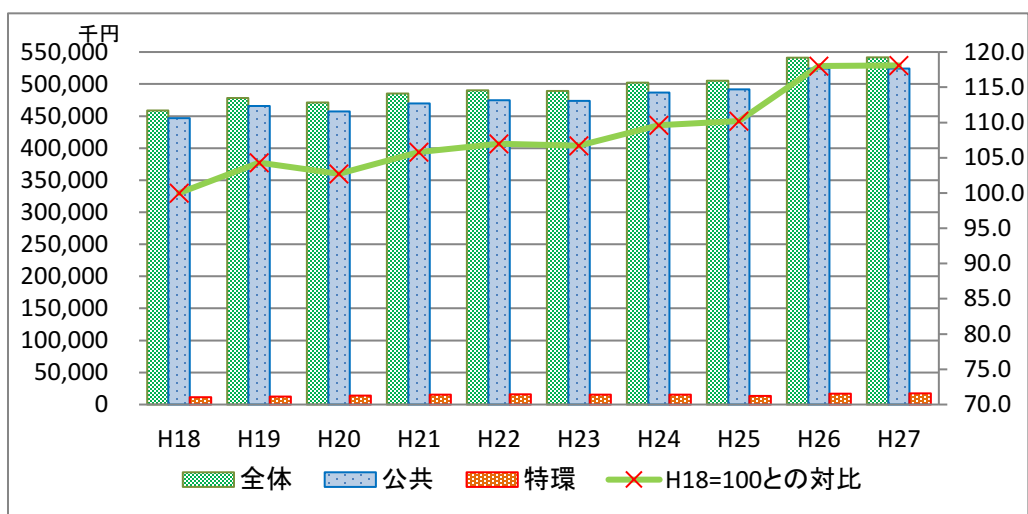
全使用料収入のうち、公共下水道における使用料が約97%を占めており、特定環境保

全公共下水道は約3%となっています。

[表-12] 使用料収入の推移 (全体・公共・特環)

年次	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
全体 (千円)	458,553	478,347	471,038	485,050	490,424	489,350	502,359	505,380	540,949	541,604
公共	447,013	465,698	457,263	469,660	474,724	473,879	486,888	491,973	524,097	524,079
特環	11,540	12,649	13,775	15,390	15,700	15,471	15,471	13,407	16,852	17,525
H18=100との対比	100.0	104.3	102.7	105.8	107.0	106.7	109.6	110.2	118.0	118.1

[図-12] 使用料収入の比較 (全体・公共・特環)



(2) 有収水量の状況

有収水量は、整備区域の拡大、水洗化率の向上等により増加しています。平成27年度の有収水量は2,784,800m³で平成18年度より281,271m³、11.2%増加しています。

一方、平成27年度の有収率は、86.4%で平成18年度の88.3%より2%減少しています。これは、近年の集中豪雨の影響が大きいと考えられます。

【参考】関連項目の解説

○有収水量

処理した汚水のうち不明水を除いた使用料徴収の対象となる水量をいいます。

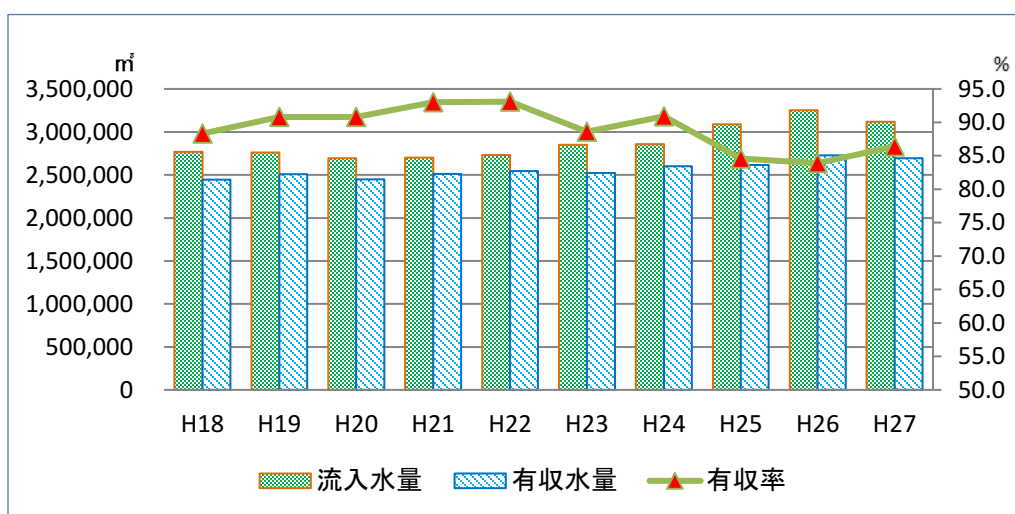
○有収率

処理汚水量に対する有収水量の割合をいいます。この割合が高いほど不明水が少なく効率的であるとされています。

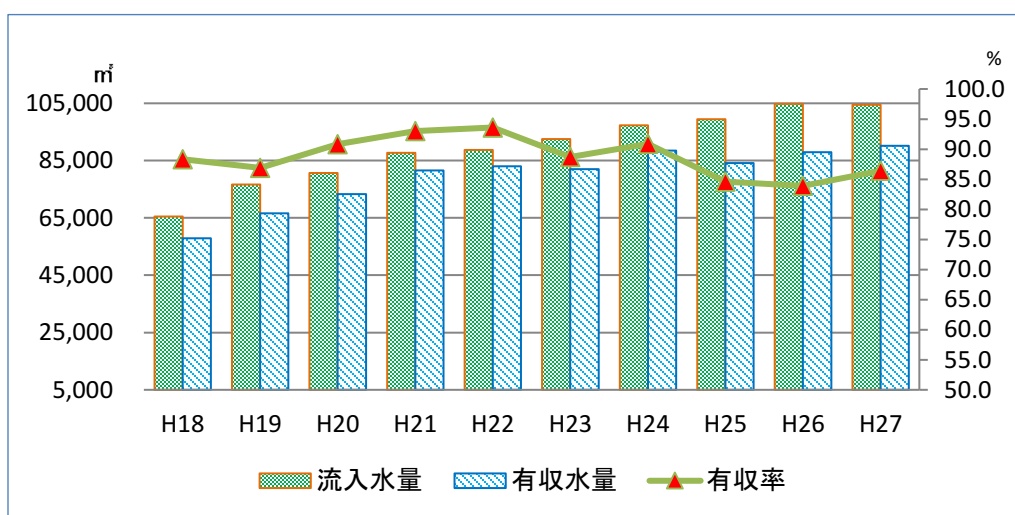
[表－13] 流入水量・有収水量・有収率の推移

年次	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
流入水量 (m ³)	2,834,213	2,839,361	2,774,973	2,789,319	2,821,786	2,943,097	2,957,022	3,189,028	3,357,138	3,223,219
公共	2,768,714	2,762,684	2,694,278	2,701,591	2,733,037	2,850,533	2,859,648	3,089,606	3,252,310	3,118,800
特環	65,499	76,677	80,695	87,728	88,749	92,564	97,374	99,422	104,828	104,419
有収水量 (m ³)	2,503,529	2,575,120	2,520,371	2,595,129	2,627,110	2,606,736	2,687,951	2,699,339	2,817,092	2,784,800
公共	2,445,672	2,508,472	2,447,080	2,513,509	2,544,084	2,524,669	2,599,437	2,615,184	2,729,127	2,694,584
特環	57,857	66,648	73,291	81,620	83,026	82,067	88,514	84,155	87,965	90,216
有収率 (%)	88.3	90.7	90.8	93.0	93.1	88.6	90.9	84.6	83.9	86.4
公共	88.3	90.8	90.8	93.0	93.1	88.6	90.9	84.6	83.9	86.4
特環	88.3	86.9	90.8	93.0	93.6	88.7	90.9	84.6	83.9	86.4

[図－13] 流入量及び有収水量の比較・有収率の推移（公共下水道）



[図－14] 流入量及び有収水量の比較・有収率の推移（特定環境保全公共下水道）



(3) 繰入金の状況

公共下水道事業は、一般会計からの繰入金に大きく依存しています。

平成18年度に浄化センター設備更新工事による建設改良費の増額に伴い、繰入金が最高額の約7億5千6百万円となりました。

これ以降、事業規模の適正化及び財政負担の軽減化を図り、繰入金の額は減少し、平成27年度においては約4億7千5百万円となりました。

【参考】関連項目の解説

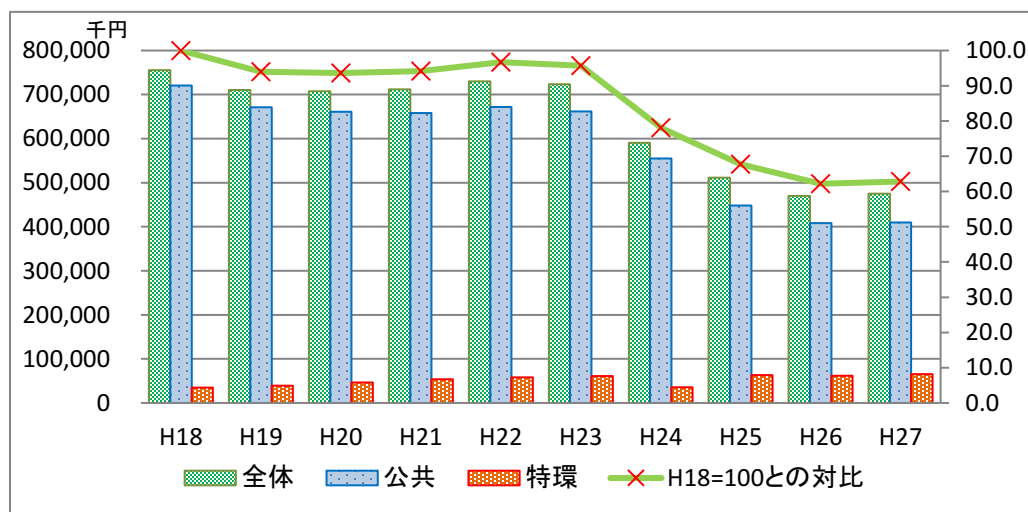
○繰入金

一般会計から下水道事業運営のため公共下水道事業特別会計に繰り入れられるもので、毎年度総務省から基準が示されています。(この基準に則して下水道事業特別会計に繰り入れられる繰入金を「基準内繰入金」、それ以外の繰入金を「基準外繰入金」といいます。)これによって、事業費の不足分を補填します。

[表-14] 一般会計からの繰入の推移 (全体・公共・特環)

年次	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
全体 (千円)	755,547	710,491	707,536	711,746	730,252	723,194	590,397	511,600	469,851	474,816
公共	720,932	671,127	660,713	658,166	672,002	662,026	554,761	448,432	407,998	409,732
特環	34,615	39,364	46,823	53,580	58,250	61,168	35,636	63,168	61,853	65,084
H18=100との対比	100.0	94.0	93.6	94.2	96.7	95.7	78.1	67.7	62.2	62.8

[図-15] 一般会計からの繰入の比較 (全体・公共・特環)



(4) 地方債の状況

下水道事業における地方債収入は、平成19年度に最高の約16億円となりました。

これは公共下水道における下水道管渠整備工事、浄化センター設備更新工事等下水道施設に係る建設工事の財源として地方債が充てられたことによるものです。

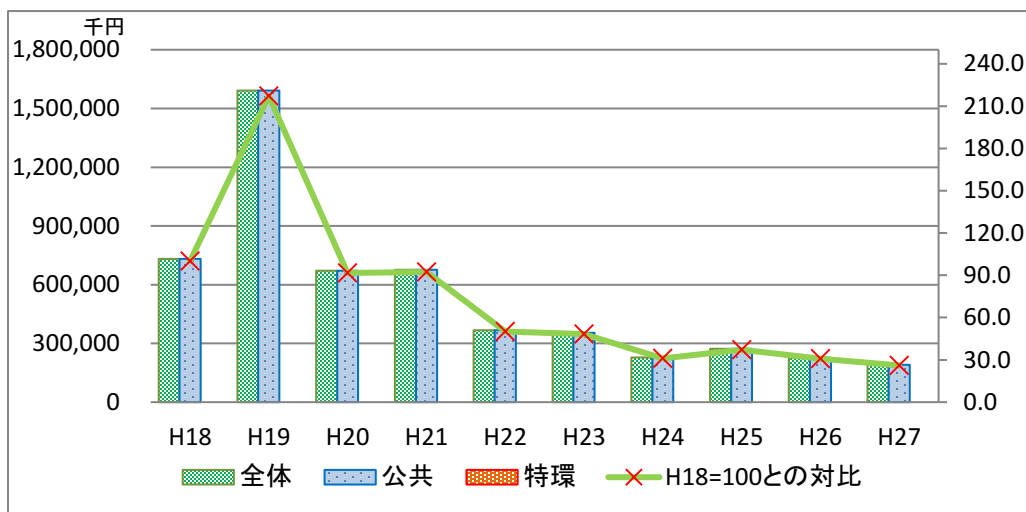
この年度を境として地方債の額は年々減少し、平成27年度の地方債は、1億9千1百万円で平成18年度に比べ、約4分の1に減少となっています。

地方債は、すべて公共下水道の財源に充てられています。

[表-15] 地方債の推移 (全体・公共・特環)

年次	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
全体 (千円)	732,400	1,591,300	671,100	676,100	367,500	353,600	228,000	272,300	226,200	191,000
公共	732,400	1,591,300	671,100	676,100	367,500	353,600	228,000	272,300	226,200	191,000
特環	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H18=100との対比	100.0	217.3	91.6	92.3	50.2	48.3	31.1	37.2	30.9	26.1

[図-16] 地方債の比較 (全体・公共・特環)



(5) 地方債償還及び残高の状況

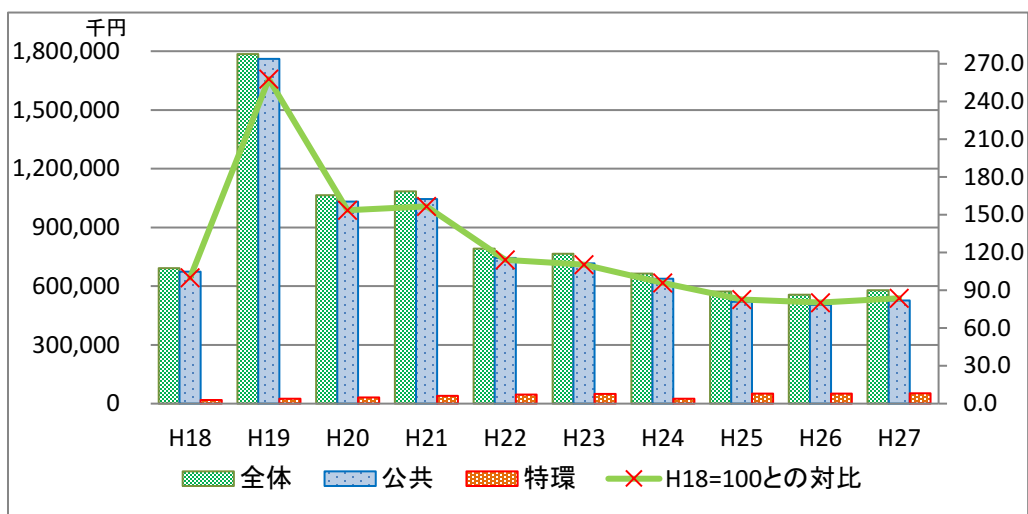
① 地方債償還額

資本的支出である地方債償還額については、平成19年度に最高となり、約17億8千6百万円を償還しました。これ以降、事業の平準化等により地方債償還額は減少し、平成27年度には、全体で約5億8千万円、このうち公共下水道の償還額は約5億2千7百万円、特定環境保全公共下水道の償還額は約5千3百万円でありました。

[表-16] 地方債償還額の推移 (全体・公共・特環)

年次	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
全体 (千円)	692,302	1,785,698	1,064,086	1,083,892	790,983	765,335	664,171	572,115	555,583	579,918
公共	673,323	1,760,501	1,032,282	1,044,438	744,287	716,095	638,366	521,038	503,561	526,931
特環	18,979	25,197	31,804	39,454	46,696	49,240	25,805	51,077	52,022	52,987
H18=100との対比	100.0	257.9	153.7	156.6	114.3	110.5	95.9	82.6	80.3	83.8

[図-17] 地方債償還額の比較（全体・公共・特環）



② 地方債現在残高の推移（全体・公共・特環）

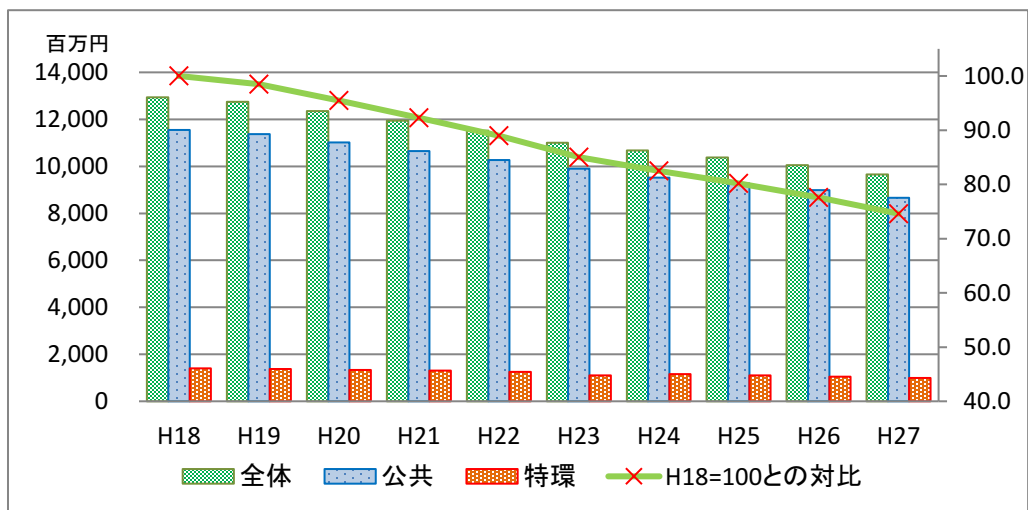
地方債現在残高については、計画的に償還し、公共下水道及び特定環境保全公共下水道ともに年々減少しており、平成27年度においては、平成18年度の全体現在残高から約4分の1の額が減少しています。

現在残高の約90%が公共下水道、残りの10%が特定環境保全公共下水道となっています。

[表-17] 地方債現在残高の推移（全体・公共・特環）

年次	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
全体（百万円）	12,940	12,746	12,353	11,945	11,522	11,001	10,673	10,373	10,044	9,655
公共	11,543	11,374	11,013	10,644	10,268	9,905	9,519	9,270	8,993	8,657
特環	1,397	1,372	1,340	1,301	1,254	1,096	1,154	1,103	1,051	998
H18=100との対比	100.0	98.5	95.5	92.3	89.0	85.0	82.5	80.2	77.6	74.6

[図-18] 地方債現在残高の比較（全体・公共・特環）



第3章 今後における事業の動向

1 行政人口

行政人口の推計は、国立社会保障・人口問題研究所による推計では、平成37年の人口は37,462人と推計されています。また、寒河江市が策定した「さがえ未来創成戦略」に基づく「寒河江市人口ビジョンによる推計」では、38,482人で、平成27年より8.1%減少するとされています。

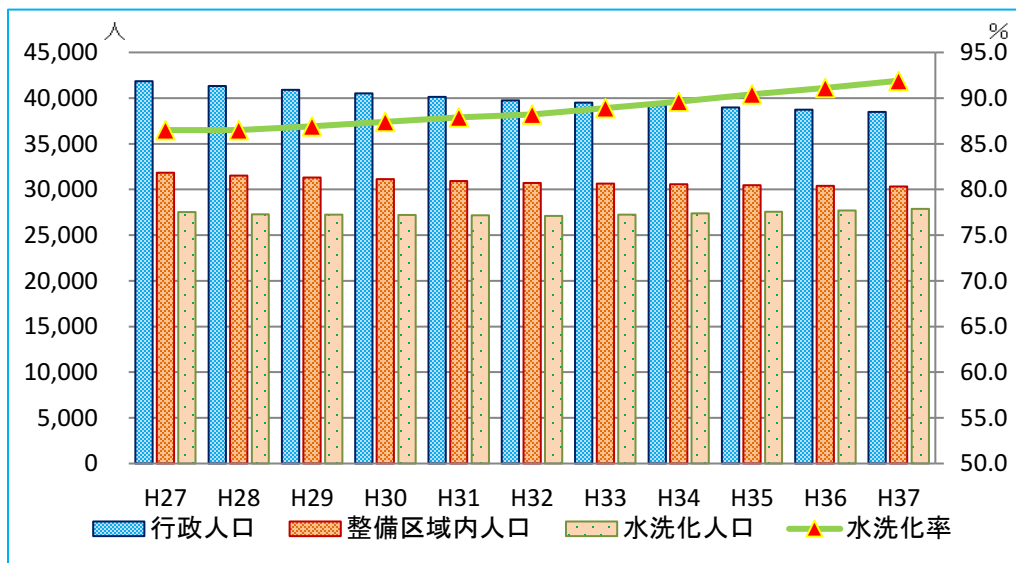
2 整備区域内人口、水洗化人口、水洗化率

整備区域内人口は、行政人口と同じく減少し、平成37年には、30,326人と推計されます。水洗化人口は、整備区域の拡大や普及活動により平成37年には、平成27年より350人増の27,880人、水洗化率は5.4%増の91.9%と見込んでいます。

[表-18] 人口・下水道区域内人口・水洗化人口・水洗化率の予測（全体・公共・特環）

区分	項目	実績	将来における増減予測									
			H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
全体	行政人口 (人)	41,853	41,320	40,920	40,530	40,130	39,736	39,490	39,230	38,980	38,730	38,482
	整備区域内人口 (人)	31,840	31,527	31,325	31,122	30,920	30,722	30,645	30,562	30,480	30,407	30,326
	水洗化人口 (人)	27,530	27,281	27,236	27,197	27,187	27,101	27,255	27,395	27,544	27,692	27,880
	水洗化率 (%)	86.5	86.5	86.9	87.4	87.9	88.2	88.9	89.6	90.4	91.1	91.9
公共下水道	行政人口 (人)	40,288	39,791	39,406	39,030	38,725	38,345	38,108	37,857	37,616	37,413	37,174
	整備区域内人口 (人)	30,275	29,998	29,811	29,622	29,515	29,331	29,263	29,189	29,116	29,090	29,018
	水洗化人口 (人)	26,514	26,287	26,252	26,220	26,272	26,195	26,354	26,500	26,655	26,833	27,026
	水洗化率 (%)	87.6	87.6	88.1	88.5	89.0	89.3	90.1	90.8	91.5	92.2	93.1
特定環境保全	行政人口 (人)	1,565	1,529	1,514	1,500	1,405	1,391	1,382	1,373	1,364	1,317	1,308
	整備区域内人口 (人)	1,565	1,529	1,514	1,500	1,405	1,391	1,382	1,373	1,364	1,317	1,308
	水洗化人口 (人)	1,016	994	984	977	915	906	901	895	889	859	854
	水洗化率 (%)	64.9	65.0	65.0	65.1	65.1	65.1	65.2	65.2	65.2	65.2	65.3

[図-19] 人口・下水道区域内人口・水洗化人口・水洗化率の予測



3 有収水量、使用料

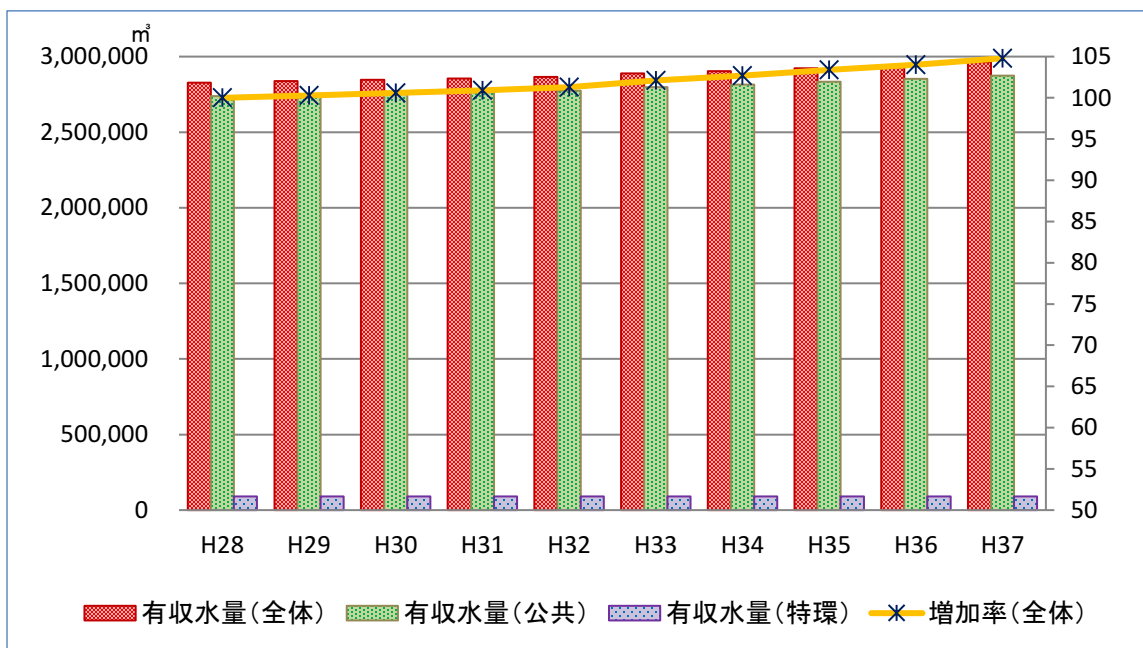
(1) 有収水量・有収率

有収水量は、過去5年間に於いて、微増もしくは横ばいで推移しています。水洗化人口は伸びていますが、節水意識、節水機器の普及等により水洗化人口1人当たりの使用水量は減少することが予想されます。また、平成27年度における公共下水道事業の有収率は86.4%ですが、今後管渠の点検、調査、修繕等により、平成37年度には88.6%の有収率を目標としています。

[表-19] 有収水量・増加率の予測 (全体・公共・特環)

年次	将来における増減予測									
	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
有収水量 (m ³)	2,828,514	2,837,331	2,846,475	2,855,156	2,865,838	2,889,080	2,904,086	2,923,825	2,942,683	2,963,172
公共	2,738,100	2,747,000	2,756,200	2,764,900	2,775,600	2,798,800	2,814,300	2,834,000	2,852,900	2,873,400
特環	90,414	90,331	90,275	90,256	90,238	90,280	89,786	89,825	89,783	89,772
増加率	100.0	100.3	100.6	100.9	101.3	102.1	102.7	103.4	104.0	104.8
H28=100	100.0	100.3	100.7	101.0	101.4	102.2	102.8	103.5	104.2	104.9
公共	100.0	100.3	100.7	101.0	101.4	102.2	102.8	103.5	104.2	104.9
特環	100.0	99.9	99.8	99.8	99.8	99.9	99.3	99.3	99.3	99.3

[図-20] 将来における予測有収水量・増加率の比較 (全体・公共・特環)



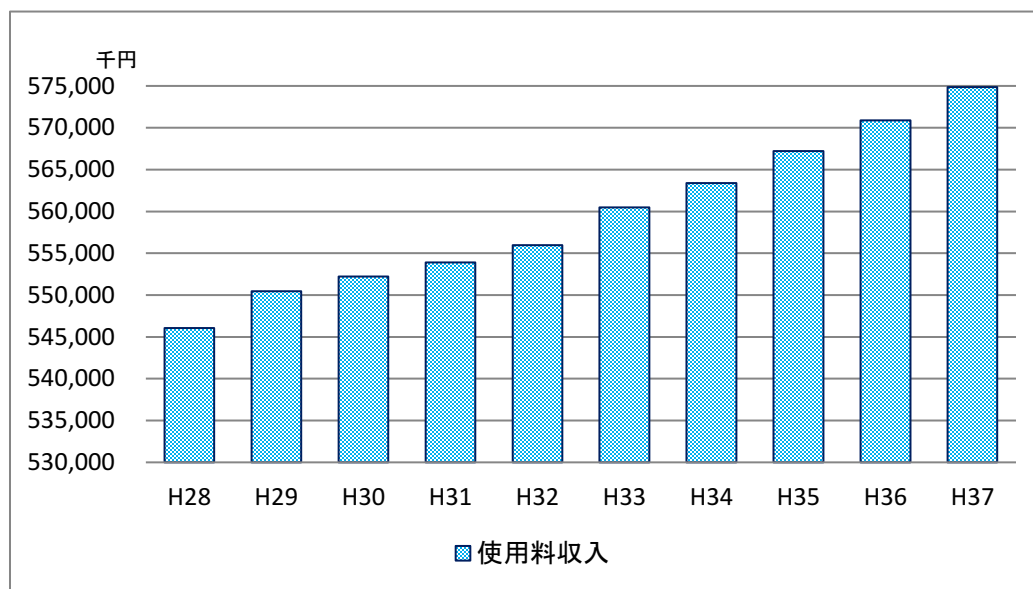
(2) 使用料

平成27年度における使用料は、約5億4千万円ですが、普及対策の強化による水洗化率の向上及び戸別訪問などによる未収金対策を行い、平成37年度までに約5%の増額を見込んでいます。

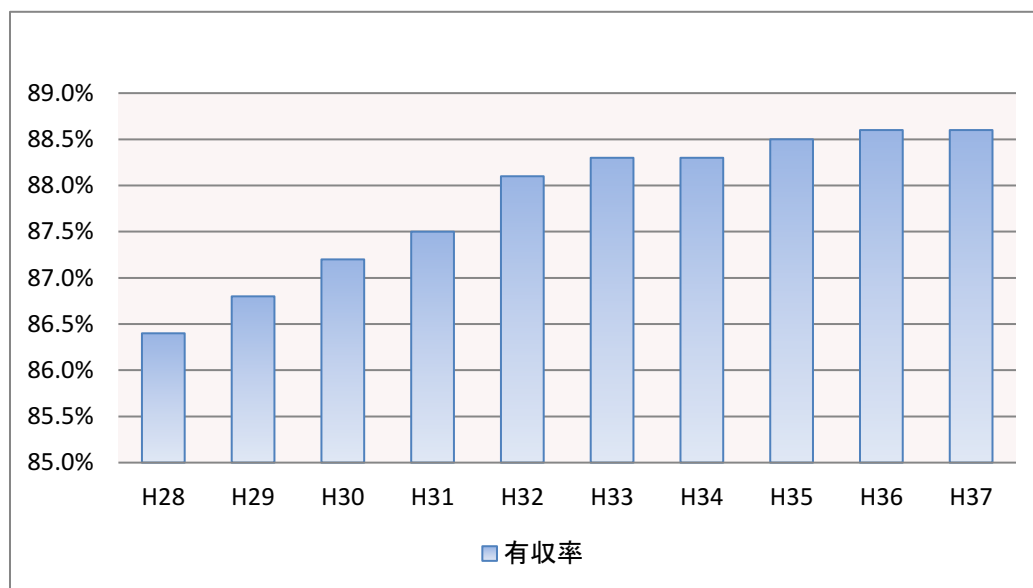
[表－20] 下水道事業における使用料収入の推移

項目／区分	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
使用料収入(千円)	546,076	550,442	552,216	553,900	555,972	560,482	563,393	567,222	570,880	574,855
有収率(%)	86.4	86.8	87.2	87.5	88.1	88.3	88.3	88.5	88.6	88.6

[図－21] 下水道事業における使用料収入の年度別比較



[図－22] 下水道事業における有収率の年度別比較

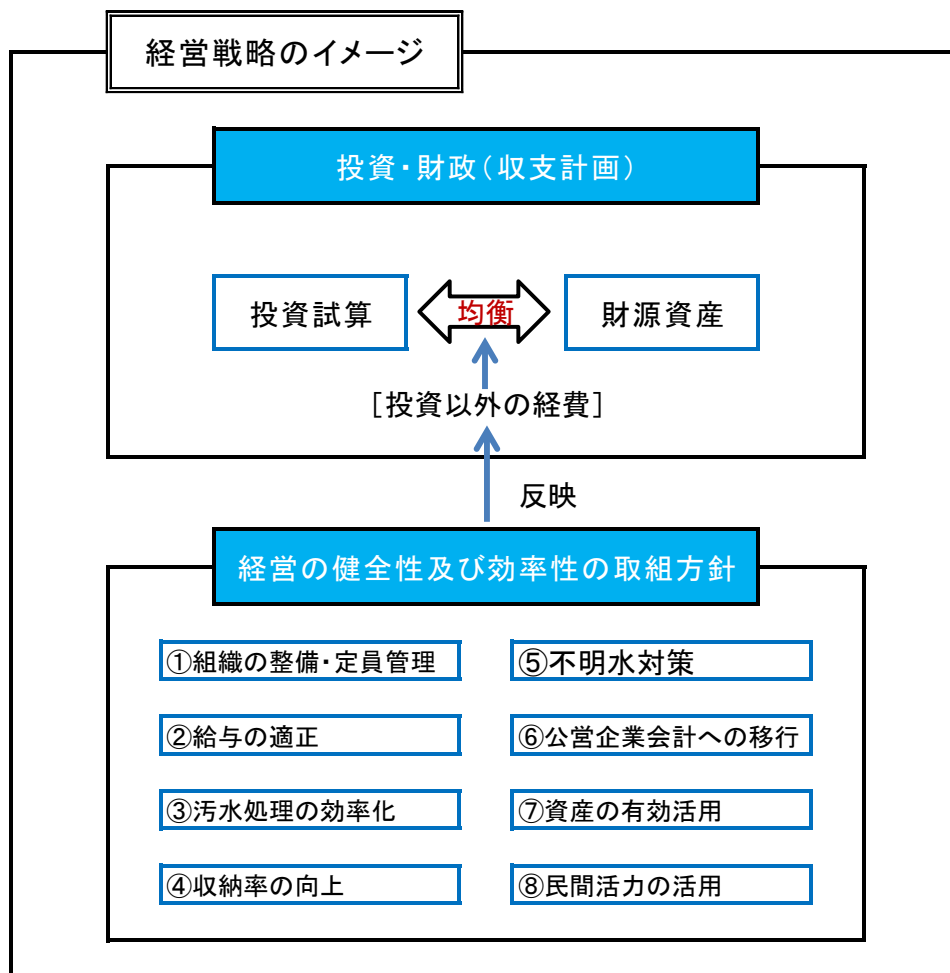


第4章 経営の基本方針

人口減少や生活様式の変化等により下水道使用料の減少が予想される中、老朽化対策の改築又は更新に多額の費用が必要となるとともに、近年多発している局地的集中豪雨等に対応するため雨水排水対策事業へも多額の投資が必要となるなど、今後の下水道事業の経営環境は大変厳しくなることが予想されます。

そのため、持続可能な下水道事業の実現に向け、中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定し、安全で快適な下水道サービスを持続的・安定的に提供することを基本方針とします。

[図-23] 経営戦略のイメージ



第5章 効率化・経営健全化の取り組み方針

1 組織の整備・定員管理

「寒河江市行財政アクションプラン」に基づき水道事業所と統合するほか、効率的な業務遂行に向けて組織構成の見直しや職員定数の適正化に努めます。

2 給与の適正

給与水準及び職員処遇は、一般会計における人事、給与制度により設定されており、今後とも一般会計における方針に合わせて、適正な運用を図ります。

3 汚水処理の効率化

汚水処理は、単独処理を行なっていますが、建設から33年が経過し老朽化による修繕等の維持管理費が多額となることが懸念されるため、最上川流域下水道山形処理区への編入を検討していきます。

4 収納率の向上

下水道使用者の負担の公平化を図るとともに下水道事業に要する経費の財源を確保するため収納率の向上に努めます。

(1) 下水道使用料

効果的な不明水対策等により有収率の改善に努めるとともに、徴収業務を委託している水道事業所と連携を図り、収納率向上、未収金の減少に努めます。また、水洗化率の向上を図るため、普及対策を強化します。

(2) 受益者負担金

未収金対策として、催告書の送付、電話催促、戸別訪問等を行い、未収金の減少に努めます。

5 不明水対策

不明水は下水の処理費がかさむ原因の一つとなることから、不明水調査を行い、費用効果等を検証し、効果的な不明水対策を実施します。

6 公営企業会計への移行

計画的な経営基盤の強化及び財政マネジメントの向上等を的確に行うため、第6次振興計画に基づき、平成32年4月からの公営企業会計への移行に向けた取組を推進します。

7 資産の有効活用

当初の事業計画に基づき将来の処理水量の増加及び高度処理に備え、用地を取得しましたが、約2.5haが未利用地となっていました。

平成27年度から未利用地のうち2.1haについて民間事業者が運営する太陽光発電設備（メガソーラー）用地として貸付しています。契約期間終了後においても貸付を継続するなど今後も未利用地の有効活用に努めていきます。

8 民間活力の活用

下水道施設の維持管理部門については民間委託しておりますが、指定管理者制度等について研究し、導入について最適な手法を検討していきます。

【参考】関連項目の解説

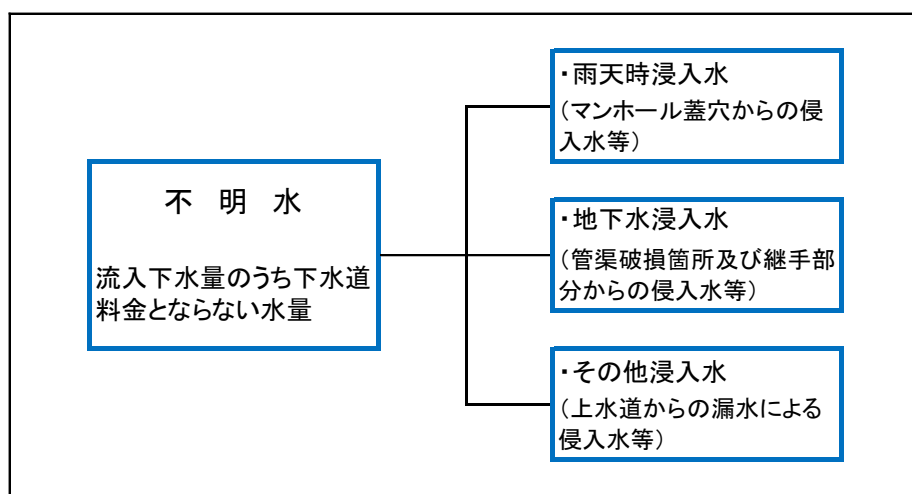
■不明水の定義及び分類

「不明水」とは、流入下水量のうち下水道料金とならない水量をいいます。

不明水は、雨天時浸入水、地下水浸入水、その他浸入水に分類され、雨天時浸入水は、マンホールの蓋穴などから雨水が浸入するもので、地下水浸入水とは、地下水位以下に埋設された汚水管渠の破損箇所、継手部分などから浸入するものです。

不明水対策は、実態を把握し、発生源を特定し、対策方法を選択、実施することにより不明水を減らし、下水道事業経営の健全化のため有効とされています。

[図-24]不明水の定義及び分類



■解消に向けた対策

- ・資料の収集
- ・データの解析
- ・不明水発生原因の把握
- ・対策方法の選定及び実施
- ・事後評価

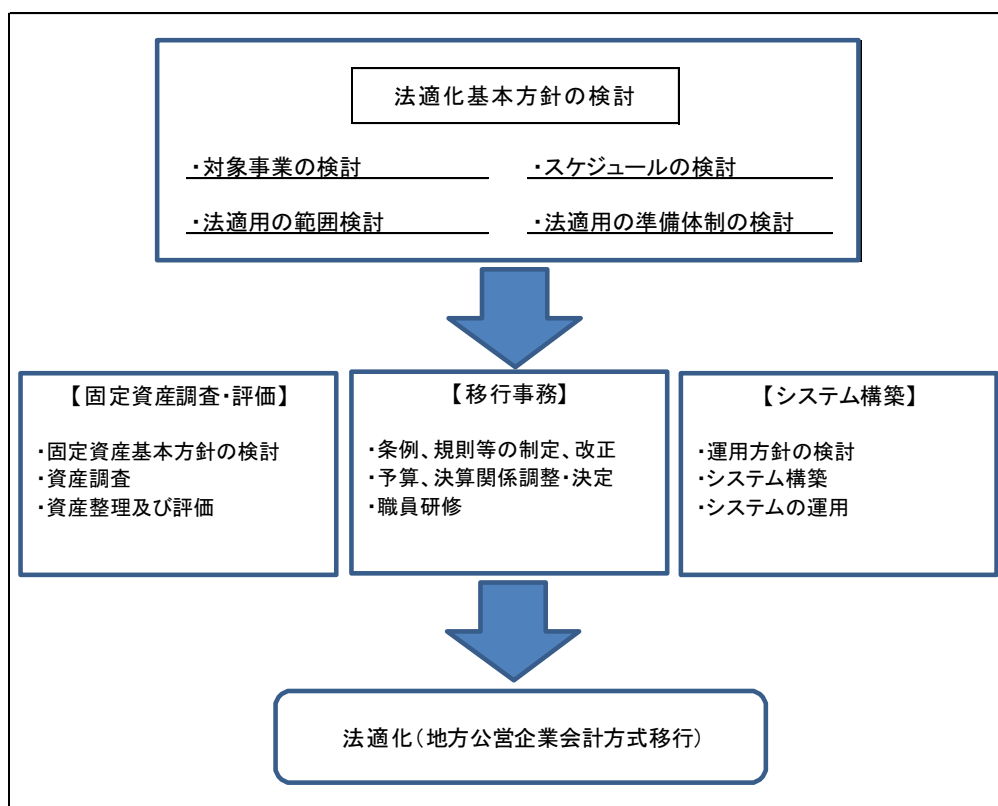
【参考】関連項目の解説

■公営企業会計への移行

下水道事業を含む公営企業は、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する重要な役割を果たしています。

人口の減少化等社会情勢の変化に伴う料金収入の減少、施設の老朽化に伴う維持管理費等の増加、経営環境の悪化から下水道事業に対しても経営の効率的かつ効果的な事業経営が強く求められ、総務省から平成26年8月29日付け「公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ」が通知され、平成31年度までに公営企業会計に移行するよう要請されています。

【図-25】法適化の作業概略



■実現に向けた施策

- ・地方公営企業法適用移行事務準備（対象事業、スケジュール、法適用範囲等の検討）
- ・公営企業会計への移行（移行事務、固定資産調査・評価、システム構築の実施）
- ・類似団体との比較等による検証の実施等（P D C Aの実施等）

第6章 投資・財政計画

1 管渠整備

公共下水道における汚水管渠の整備の進捗状況は、平成27年度末現在、事業認可面積1,219haのうち整備区域面積924ha、整備率75.8%、整備済み管渠延長181.77kmです。特定環境保全公共下水道においては、事業認可面積60haのうち、整備区域面積59ha、整備率98.3%、整備済み管渠延長12.618kmとなっています。

未整備地区の解消に向けて、第6次振興計画に基づき計画的に整備を進め、平成37年度までに水洗化率91.9%の達成を目指していきます。また、寒河江市生活排水処理基本計画に基づき平成47年度までに水洗化率100%を目指し、未整備地区381ha、20.7kmの面整備を行い、15億4千万円の事業費を見込んでいます。

2 老朽化対策

(1) 管渠

不明水による流入水量を減らし、有収率の向上を図るため、管渠の点検、調査及び改築等の対策内容、対策時期を定めた下水道ストックマネジメント計画を策定し、継続的な下水道機能の確保とライフサイクルコストの低減に努めていきます。

点検調査は、管渠総延長194kmを対象に平成27年度から47年度まで実施する計画で、事業費は、7億9千万円を見込んでいます。

(2) 浄化センター

浄化センターの老朽化対策として、平成25年度に「寒河江市浄化センター長寿命化計画」を策定し、平成26年度から32年度の7年間を実施期間とし、水処理施設及び汚泥処理施設の設備のうち、優先度の高い設備から順次更新していきます。本計画においては、総事業費約12億円を見込んでいます。

3 雨水対策

雨水排水整備計画を策定し、優先順位の高い地域から順次、計画的に整備を進めていきます。このため多額の経費を要することが予想されます。

4 投資事業に必要な財源の確保

(1) 使用料収入

効果的な不明水対策を実施し、有収率の向上を図るとともに、水洗化の促進を図り、使用料の増収に努めます。また、徴収業務を委託している水道事業所と連携を図り、収納率向上、未収金の減少に努めます。

(2) 受益者負担金

催告書の送付、電話催促、戸別訪問等により未収金対策を行い、収納率の向上を図り、収入の増収に努めます。

(3) 国庫補助金

市単独費を可能な限り縮減し、国、県の交付金及び補助金制度を有効に活用し、必要となる事業については、交付要件に照らし、適正な事業計画の策定を行うことにより補助金等

財源の確保に努めます。

(4) 地方債

資本的収入として、公共下水道事業債、公営企業会計適用債等がありますが、本市においては、下水道事業毎に発行可能範囲を限度とする公共下水道事業債を主なものとしています。

少子化に伴い料金収入の減少及び老朽化した下水道施設の維持管理並びに更新経費の増加に伴い市民一人当たりの起債額の増加が予想されることから、事業費の平準化等を踏まえた投資及び収入源の確保、償還について十分に検討し、地方債を最小限にするよう努めます。

(5) 一般会計からの繰入金

使用料の収入のみでは公共下水道事業の経費を賄うことができないことから、一般会計からの繰入金により事業費の不足分を補てんしています。

使用料収入等の収納率向上を図り、一般会計からの繰入金を最小限にするよう努めます。

(6) 資産の有効活用

浄化センター敷地の一部を太陽光発電事業用地として平成47年度まで土地賃貸契約を締結しています。今後も未利用地及び広域化による流域下水道への編入後における施設の有効活用について先進都市の実例を参考に検討を行います。

5 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

平成32年度からの地方公営企業法適用に伴う公営企業会計への移行後、公営企業会計方式に基づく経営戦略の見直しを行い、減価償却費を踏まえた収支について見直しを行います。これにあわせて経営指標を基準とする経営比較分析を行い、当該年度を基準指標とする事後検証を5年毎に実施し、PDCAサイクルにより健全度を測定するとともに、スパイラルアップによる経営の改善を図ります。

【参考】関連項目の解説

○PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実施・実行）、Check（点検・評価）、Act（処置・改善）の順にこれらの4段階を循環することにより事業の管理事務を円滑に進める方法をいいます。

○スパイラルアップ

PDCAサイクルを繰り返すことにより継続的に改良、向上を図ることをいいます。

【参考】関連項目の解説

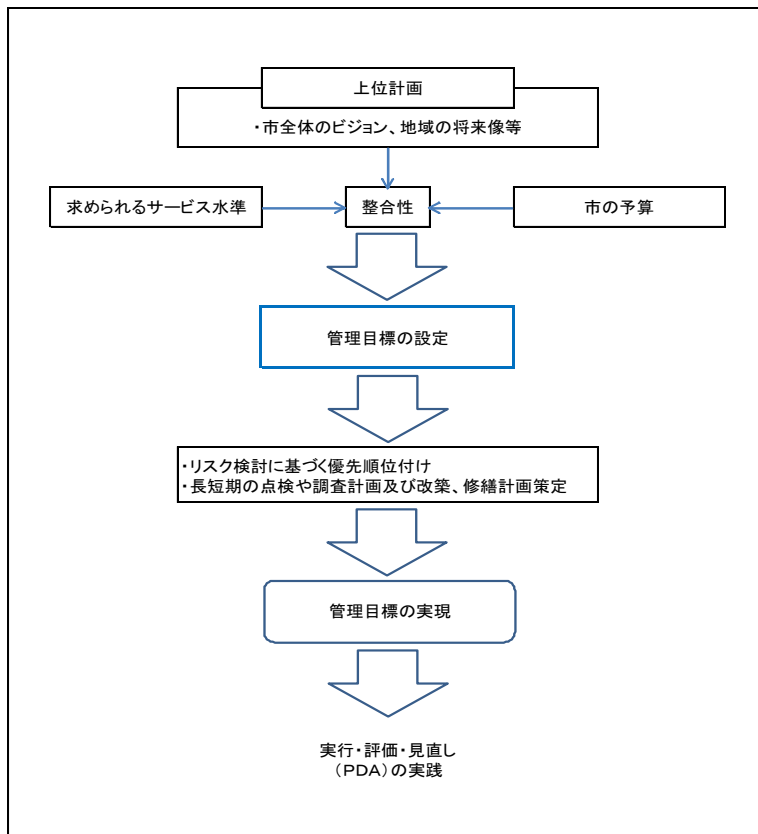
■老朽化対策(ストックマネジメント計画)

下水道を含む社会資本は、高度経済成長期に急速に整備が進められましたが、これらの膨大なストック（下水道施設）は、急速に老朽化し、管路の破損等による道路陥没、処理施設の停止及び公共用水域の水質悪化等に陥る危険があります。

平成20年度に「下水道長寿命化支援制度」を創設し、従来の改築に長寿命化対策を加え、計画的な改築が推進されました。平成27年度には改正下水道法による維持管理基準の創設、事業計画の維持・修繕及び改築に関する内容の拡充のほか施設全体の管理を最適化するストックマネジメントが創設されました。

下水道事業におけるストックマネジメントとは、下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状況を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することをいいます。前身である長寿命化対策は個別施設を単位としていますが、ストックマネジメントは施設全体の最適化のための老朽化対策とされています。

〔図-26〕ストックマネジメントのフロー



■実現に向けた施策

- ・支援制度を活用した「下水道ストックマネジメント計画」策定
- ・ストックマネジメントによる中長期における計画的・効率的な維持管理・改築の実施

(単位:千円,%)

区 分		年 度		前々年度	前年度	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	
		(決算)		(決算見込)												
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	886,439	882,424	880,380	880,955	857,345	858,049	858,802	843,332	841,606	810,903	795,100	788,860			
		(1) 営 業 収 益 (B)	551,892	554,481	560,143	565,498	572,591	574,918	576,993	581,494	584,501	588,323	591,990	595,967		
		ア 料 金 収 入	524,097	524,079	528,535	532,918	534,703	536,391	538,466	542,967	545,974	549,796	553,463	557,440		
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)														
		ウ そ の 他	27,795	30,402	31,608	32,580	37,888	38,527	38,527	38,527	38,527	38,527	38,527	38,527	38,527	38,527
		(2) 営 業 外 収 益	334,547	327,943	320,237	315,457	284,754	283,131	281,809	261,838	257,105	222,580	203,110	192,893		
		ア 他 会 計 繰 入 金	332,267	325,174	318,213	313,333	282,630	281,007	279,685	259,704	254,971	220,446	200,976	190,759		
		イ そ の 他	2,280	2,769	2,024	2,124	2,124	2,124	2,124	2,134	2,134	2,134	2,134	2,134	2,134	2,134
	2 総 費 用 (D)	444,965	422,462	415,366	404,947	395,210	385,254	363,078	367,238	358,070	347,726	338,322	329,972			
		(1) 営 業 費 用	251,831	239,842	245,276	245,510	245,747	245,986	246,224	246,462	246,699	246,938	247,177	247,415		
		ア 職 員 給 与 費	40,465	41,784	41,815	41,849	41,882	41,916	41,949	41,983	42,016	42,050	42,084	42,117		
		ウ ち 退 職 手 当														
		イ そ の 他	211,366	198,058	203,461	203,661	203,865	204,070	204,275	204,479	204,683	204,888	205,093	205,298		
		(2) 営 業 外 費 用	193,134	182,620	170,090	159,437	149,463	139,268	116,854	120,776	111,371	100,788	91,145	82,557		
ア 支 払 利 息		193,134	182,620	170,090	159,437	149,463	139,268	116,854	120,776	111,371	100,788	91,145	82,557			
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息		13	9	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
イ そ の 他																
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	441,474	459,962	465,014	476,008	462,135	472,795	495,724	476,094	483,536	463,177	456,778	458,888				
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	440,963	397,558	564,511	603,291	518,831	665,773	610,924	437,207	212,660	215,592	211,002	260,923			
		(1) 地 方 債	226,200	191,000	302,500	306,900	266,600	338,600	305,000	227,200	102,540	98,440	97,540	120,450		
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債														
		(2) 他 会 計 補 助 金	47,936	54,156	54,059	59,467	62,410	59,238	55,816	56,082	56,301	54,734	48,119	43,813		
		(3) 他 会 計 借 入 金														
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	159,500	135,933	198,090	226,569	179,362	257,581	239,650	143,362	52,750	51,856	54,675	85,885		
		(6) 工 事 負 担 金	7,327	16,469	9,862	10,355	10,459	10,354	10,458	10,563	1,069	10,562	10,668	10,775		
	(7) そ の 他															
	2 資 本 的 支 出 (G)	882,437	857,520	1,029,525	1,079,299	980,966	1,138,568	1,106,648	913,301	696,196	678,769	667,780	719,811			
		(1) 建 設 改 良 費	378,876	330,589	484,002	529,951	422,139	580,165	550,122	363,285	140,613	139,067	144,946	201,611		
		ウ ち 職 員 給 与 費	23,408	22,771	22,902	23,032	23,164	23,296	23,429	23,562	23,696	23,831	23,967	24,104		
		建 設 改 良 費			461,100	506,919	398,975	556,869	526,693	339,723	116,917	115,236	120,979	177,507		
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	503,561	526,931	545,523	549,348	558,827	558,403	556,526	550,016	555,583	539,702	522,834	518,200		
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金															0	
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0															
(5) そ の 他																
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 441,474	△ 459,962	△ 465,014	△ 476,008	△ 462,135	△ 472,795	△ 495,724	△ 476,094	△ 483,536	△ 463,177	△ 456,778	△ 458,888				

(単位:千円,%)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度								
														(E)+(I)	(J)	(K)	(L)	(M)	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	(O)
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
積 立 金		(K)																			
前年度からの繰越金		(L)																			
前年度繰上充用金		(M)																			
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
翌年度へ繰り越すべき財源		(O)																			
実 質 収 支		黒字 (P)																			
(N)-(O)		赤字 (Q)																			
赤 字 比 率	($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
収益的収支比率	($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)		93	93	92	92	90	91	93	92	92	91	92								
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額		(R)																			
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益	(B)-(C)	(S)	551,892	554,481	560,143	565,498	572,591	574,918	576,993	581,494	584,501	588,323	591,990								
地 方 財 政 法 に よ る 資金不足の比率	((R)/(S)×100)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額		(T)																			
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額		(U)																			
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模		(V)																			
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	((T)/(V)×100)																				
他 会 計 借 入 金 残 高		(W)																			
地 方 債 残 高		(X)																			

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収 益 的 収 支 分		360,062	355,576	349,821	345,913	320,518	319,534	318,212	298,231	293,498	258,973	239,503	229,286
うち基準内繰入金		335,433	315,058	323,503	334,782	293,290	285,372	284,279	277,172	258,379	229,184	204,857	191,650
うち基準外繰入金		24,629	40,518	26,318	11,131	27,228	34,162	33,933	21,059	35,119	29,789	34,646	37,636
資 本 的 収 支 分		47,936	54,156	54,059	59,467	62,410	59,238	55,816	56,082	56,301	54,734	48,119	43,813
うち基準内繰入金		47,936	54,156	54,059	59,467	62,410	59,238	55,816	56,082	56,301	54,734	48,119	43,813
うち基準外繰入金													
合 計		407,998	409,732	403,880	405,380	382,928	378,772	374,028	354,313	349,799	313,707	287,622	273,099

(単位:千円,%)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	73,181	77,018	72,673	72,523	72,415	72,300	72,183	72,076	71,880	71,770	71,662	71,556	
		(1) 営 業 収 益 (B)	16,852	17,525	17,540	17,524	17,513	17,510	17,506	17,514	17,419	17,426	17,418	17,416
		ア 料 金 収 入	16,852	17,525	17,540	17,524	17,513	17,510	17,506	17,514	17,419	17,426	17,418	17,416
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他												
		(2) 営 業 外 収 益	56,329	59,493	55,133	54,999	54,902	54,790	54,677	54,562	54,461	54,344	54,244	54,140
		ア 他 会 計 繰 入 金	56,289	59,425	55,093	54,959	54,862	54,750	54,637	54,532	54,431	54,314	54,214	54,110
	イ そ の 他	40	68	40	40	40	40	40	30	30	30	30	30	
	2 総 費 用 (D)	26,321	27,181	24,574	23,520	22,489	21,437	20,364	19,282	18,089	16,965	15,823	14,659	
		(1) 営 業 費 用	5,854	7,678	6,053	6,001	5,991	5,980	5,969	5,969	5,879	5,879	5,884	5,889
		ア 職 員 給 与 費	826	1,292	1,210	1,150	1,135	1,120	1,105	1,100	1,005	1,000	1,000	1,000
		ウ ち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	5,028	6,386	4,843	4,851	4,856	4,860	4,864	4,869	4,874	4,879	4,884	4,889
		(2) 営 業 外 費 用	20,467	19,503	18,521	17,519	16,498	15,457	14,395	13,313	12,210	11,086	9,939	8,770
ア 支 払 利 息		20,467	19,503	18,521	17,519	16,498	15,457	14,395	13,313	12,210	11,086	9,939	8,770	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息														
イ そ の 他														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	46,860	49,837	48,099	49,003	49,926	50,863	51,819	52,794	53,791	54,805	55,839	56,897		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	5,675	5,773	5,868	5,968	6,066	6,170	6,275	6,382	6,488	6,599	6,711	6,822	
		(1) 地 方 債												
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
		(2) 他 会 計 補 助 金	5,564	5,659	5,756	5,854	5,954	6,056	6,160	6,266	6,373	6,483	6,594	6,707
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金												
		(6) 工 事 負 担 金												
	(7) そ の 他	111	114	112	114	112	114	115	116	115	116	117	115	
	2 資 本 的 支 出 (G)	52,535	55,610	53,967	54,971	55,992	57,033	58,094	59,176	60,279	61,404	62,550	63,719	
		(1) 建 設 改 良 費	513	2,623										
		ウ ち 職 員 給 与 費	21		1,295	1,339	1,382	1,383	1,384	1,427	1,429	1,430	1,389	1,390
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	52,022	52,987	53,967	54,971	55,992	57,033	58,094	59,176	60,279	61,404	62,550	63,719
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												0
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金		0												
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 46,860	△ 49,837	△ 48,099	△ 49,003	△ 49,926	△ 50,863	△ 51,819	△ 52,794	△ 53,791	△ 54,805	△ 55,839	△ 56,897		

(単位:千円,%)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度									
														(E)+(I)	(J)	(K)	(L)	(M)	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	(O)	(N)-(O)
収 支 再 差 引	(E)+(I)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
積 立 金	(K)																					
前年度からの繰越金	(L)																					
前年度繰上充用金	(M)																					
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)																					
実 質 収 支	(N)-(O)																					
赤 字 比 率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	93	96	93	92	92	92	92	92	92	92	91	91									
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)																					
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	16,852	17,525	17,540	17,524	17,513	17,510	17,506	17,514	17,419	17,426	17,418	17,416									
地方財政法による 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)																					
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)																					
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)																					
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$																					
他会計借入金残高	(W)																					
地 方 債 残 高	(X)																					

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収 益 的 収 支 分		56,289	59,425	55,093	54,959	54,862	54,750	54,637	54,532	54,431	54,314	54,214	54,110
うち基準内繰入金		55,926	56,984	55,093	54,959	54,862	54,750	54,637	54,532	54,431	54,314	54,214	54,110
うち基準外繰入金		363	2,441										
資 本 的 収 支 分		5,564	5,659	5,756	5,854	5,954	6,056	6,160	6,266	6,373	6,483	6,594	6,707
うち基準内繰入金		5,564	5,659	5,756	5,854	5,954	6,056	6,160	6,266	6,373	6,483	6,594	6,707
うち基準外繰入金													
合 計		61,853	65,084	60,849	60,813	60,816	60,806	60,797	60,798	60,804	60,797	60,808	60,817